

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経営総務部 行政総務課

番号 2

許認可等の内容		請求に対する個人情報の開示、不開示（一部開示含む）の決定
根拠法令及び条項		個人情報の保護に関する法律第82条第1項、第2項
審査基準	関係条項	個人情報の保護に関する法律第78条第1項、第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け） 6-1-3 開示・不開示の審査（第78条関係）
	参考事項	
	設定等年月日	令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求があった日（請求書を受領した日）から14日以内
	設定等年月日	令和5年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--